

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年12月1日

京都市長 門川 大作

京都市規則第48号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2京都市東九条老人デイサービスセンターの項中「1月1日及び同月2日」を「年始及び12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)